

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成23年9月20日(火)		開 議 午前 10 時 00分 閉 議 午後 15 時 00分
出席委員	◎西村 ○田中(豊) 並河 中村 齊藤 日高 堤 木曾 石野		
執行機関出席者			
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市民 6名	報道関係者 0名 議員 0名

会 議 の 概 要

1 西村委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

(1) 消費税の増税に反対する請願

<西村委員長>

請願者から請願の内容について説明したいとの申し出があるが、許可してもいいか。

— 全員了 —

<西村委員長>

請願者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

～ 10 : 03

《総務文教常任委員会協議会》

10 : 40～

<西村委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開し、これより討論に入る。

<討論>

<並河委員>

これからの日本をどう作るかには、税の集め方、使い方が大きい問題であることは共通の認識。少子高齢化の中でみんなが安心して暮らすためにどうするのか、税の優遇制度等考えていかなければならない。請願にあるように市民の暮らしは本当に厳しい。政府がどうするかは別にして、市民の声を国に上げていくのが第1歩で大切。この点から賛成。詳しくは本会議で述べる。

<堤委員>

趣旨は十分に理解できるところもあるが、消費税は、今のところ検討する動きはない。今は、大震災復興のための税が第一。今の時期にはなじまないということで反対。
＜田中副委員長＞

賛成する。復興財源には消費税はふさわしくないと野田首相本人は言っているが、社会補償のために消費税をと言っている。野田首相は、民主党代表になった途端に経済連と話し合いを持っている。今回の市税条例の改正の中身もそうだが、引き続き高額所得者への優遇となっていく。企業は増税ではなく、もとに戻すだけで財源確保できると考える。

＜日高委員＞

消費税は誰もが反対だと思うが、まずは復興財源の論議が始まったばかりなのでそちらを優先。税は、復興だけでなく財源として必要なので十分論議をしていかなければならない。簡単に消費税から財源をまわすということのないように国にも働きかけたい。食料品にかかる消費税減税は現実にそぐわず、反対。

＜採決＞

受理番号 10 番 消費税の増税に反対する請願
挙手 少数 不採択（賛成 田中、並河）

～ 10 : 50

（ 休憩 10 分）

4 議案審査

＜資産活用プロジェクト＞

資産活用プロジェクト理事 あいさつ

（1）第 8 号議案 財産の取得について

資産活用プロジェクト参事 説明

＜質疑＞

＜堤委員＞

土地開発公社が先行取得した価格はいくらか。

＜資産活用プロジェクト参事＞

昭和 59 年 10 月に亀岡市が依頼し、昭和 61 年 2 月に買収した。価格は 6 億 1500 万円。

＜齊藤委員＞

土地開発公社の経営健全化のために買い戻すという説明だったが、これからも公社を経営していくのか。

＜資産活用プロジェクト参事＞

塩漬け土地の問題が出てきたときに 48 億 7 千万円の簿価額の負債が土地開発公社にあり、それを圧縮するために健全化計画を作成した。平成 20 年度から 24 年度にかけて 20 億円の抑制をする。残り 28 億円の簿価額は 25 年度以降に処理する計画。今回の買い戻しにより、37 億円残る。来年も買い戻すと約 23 億円程度まで圧縮できる。できれば来年度以降、土地開発公社のあり方について検討し、方向性を見出していきたい。

<齊藤委員>

土地開発公社の意義はなくなっていると思う。当時はバブル最盛期の一番高い時期だった。健全化どころか、解散すべきと思うが考えは。

<資産活用プロジェクト理事>

土地開発公社の今後をどうするかは大きな課題である。昭和 48 年に法律ができ、公社が設立された。当時は本市は開発途上であり、用地を必要としていたので、過去 66 件の物件を公社に先行取得させ、うち 55 件を活用し、11 件が残った。この 11 件をどうすべきかで平成 20 年に経営健全化計画を立てた。当時予測した予算の可能な範囲で処理するよう取り組んでいる。24 年度までに丸山と西別院以外は亀岡市に移管する。後は財政的な問題もあるので協議が必要だが、近い将来には処理すべき問題である。処理後、保有物件がなくなれば、公社をどうするかということになる。平成 25 年度を期限として第三セクター債があるのでそれを活用するのか等次年度から協議に入る。

<堤委員>

昭和 61 年取得当時、火葬場が切羽詰まっておられ、人口フレームも大きくなる中で、新火葬場をとというのが大きな問題であった。状況を勘案し、議員も取得に賛成した。議員も反省せざるを得ないと思うが、今の市長に至るまで 4 億円以上の利息が膨らむまでに、なぜ、関係者が雪だるま式の金利を抑えることができなかったのか。方策をどうしてきたのか。今回買い戻さなければならなくなった経過説明をされたい。

<資産活用プロジェクト理事>

取得から歳月を経ている。多大な投資をした土地である。放置すれば利息が膨らみ、これ以上放置することはできない。平成 16 年に全国的に議論となり、新しい法律ができ、健全化債ができたが、そのときは起債制限比率の関係で借りられなかった。5 年の時限が切れるというところで、ぎりぎり起債制限比率がいけて、経営健全化計画を立てた。以後は利息のふくらみを抑えるため、市からの無利子貸し付けをしてきたが、いつまでもしていかなければならず、買い戻さなければならぬ。

火葬場については、当時は適地と判断されたが、その後保安林ということで用地が変更された。今、課せられた課題は長尾山の簿価を増やさない、処理をするということであり、買い戻し計画を実行したい。

<木曾委員>

当初予算時、財源はどう措置されていたか。

<資産活用プロジェクト参事>

10 億 7 千万円全て特例債をあてることで計上した。

<木曾委員>

丸山を購入したときに長尾山は整理すべきだったが、なぜ整理できなかったのか。

<資産活用プロジェクト理事>

平成 9 年に丸山に火葬場の場所を変更したときに何らかの処理をすべきだった。最大の要因は保安林だったことかと思う。公園等で利用するにしても保安林である規制が土地利用の件で大きく影響した。保安林と分かっているのになぜ購入したかといわれると答えようがない。

<中村委員>

保安林は、市民の森なら支障はないのか。

<資産活用プロジェクト理事>

保安林の表面を伐採したり、構造物を作ると規制がある。すでに里山として地元住民の方に活用いただいている。人と自然との接点をあの場所に作っていく。大きなハ

ードではなく散策道のようなものを考えている。

<木曾委員>

平成7, 8年ごろ、保安林解除について許可されかけていた。解除されていれば売却するにしても評価も上がっていたかと思うが、なぜ解除されなかったのか。

<資産活用プロジェクト参事>

保安林を解除することについての当時の協議は、1 / 3までの開発許可は下りるのではないかという話だったように記憶するが、火葬場や道路等で実際は1 / 3を超える計画になったと聞いている。道にとられる面積が非常に大きく、断念されたように記憶している範囲である。

<堤委員>

保安林なので開発できなかったことが一番のポイント。一部の関係住民が林野庁に反対文を送付したため、林野庁から差し戻されたのが一つの要因で、断念せざるを得なかったと記憶している。この財政難の時代に10億円もかけて自然公園を作るところなどない。一部分でも解除してもらって、民間に売って財源にしたいという話がなぜ出てこないのか。10何年前と同じ条件なのか、規制緩和されていないのか。

<資産活用プロジェクト理事>

おっしゃるとおりである。整理しなければならないが、少しでも経費削減したい。検討しているのは、篠窯跡群があるので、文科省の補助金が受けられないかということ、昨年、里地里山法ができたが、動植物の保護に取り組んで支援をもらえないか等考えている。わずかでも市の負担が減るよう模索している。

<並河委員>

当初は、平成24年、25年の2カ年にわたっての買戻しであったと思うが、市民要求がたくさんある中でそれでいいのか。火葬場用地をいつ解除したのか。保安林の値打ちはいかほどか。

<資産活用プロジェクト参事>

市の財政を圧迫している要因の一つなので早急に処理して将来負担をなくすということで処理している。火葬場という用途の変更は、平成9年から長尾山平和の森という名称で協議、検討してきた。買戻しにあたって、長尾山市民の森として買戻すことになった。現在の価値は把握していない。

<並河委員>

一般質問でも1200万円ぐらいの価値しかないのではないかということだったが、そこに10億円以上をつぎ込むことになる。買戻しておけば利息が膨らまないということは分かるが、財政難で市民要求が多い中、当初どおりの計画で買戻し、その間市民要求も実現させるということがなぜできなかったのか。

<資産活用プロジェクト理事>

当初は、24年度で半分、25年度で残り半分の計画だった。分けて買うと分筆が必要で、分筆経費は1000万円以上かかり、無駄な投資となる。同じ買うのなら分筆はもったいないし、早めて一度に購入することにより、利息負担を減らせる。余分な経費が伴わない形で整理するもの。

<齊藤委員>

一刻も早く処理しないといけない。1円でも税金の無駄遣いをしないためにも早く整理してほしい。

<田中副委員長>

分筆が必要という説明だったが、1 / 2の持分所有で登記ができるのではないか。分筆の必要ないのでは。市民の森整備用地ということだが、構想は描けているのか。

<資産活用プロジェクト理事>

権原1/2でいいのではないかということだが、公共用地でそういう手法を使ったことはない。想定していなかった。構想は、22年度予算で検討してきた。それによって、今回取得を決断した。

<田中副委員長>

構想は決算委員会に出されるのか。本来ならば、取得議案の判断材料として必要。

<資産活用プロジェクト参事>

明日提出する。現在、篠町長尾山部会と協議を続けている。どうしても必要なトイレ、駐車場、作業スペース等の検討をしている。アドバイスがあればお願いしたい。

<西村委員長>

採決までに構想の資料提出をされたい。

(資産活用プロジェクト退室)

～11:36

<企画管理部・会計管理室>

企画管理部長 あいさつ

職員不祥事に伴う謝罪。当事者及び管理監督者職員に厳しい処分を課した。市長、自らも処分を課し、両副市長も処分。

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

各課長説明

<質疑>

<並河委員>

日立造船の和解金2億5千万円は、財政調整基金に積み立てるとあるが、今後の使い道はどうか。

<執行管理課長>

歳出は所管外ではあるが、財政調整基金に積み立て、今後、夢ビジョン実現に向けて活用される。

<木曾委員>

P.11 自然エネルギーの調査は、来年の3月までに結論が出るのか。中長期的に考えていかなければならない。具体的にどこと一緒に調査するのか、大学、民間等どうなのか。

<企画政策課長>

基本的には入札による民間業者を考えている。専門的知識を有する専門家を委託の中で求めて、短期的、中期的、長期的に考えていくものの方向付けをしていきたい。

<木曾委員>

企業であって、大学ではないということか。

<企画政策課長>

コンサル業者を考えており、そのネットワークの中で、それぞれの専門家を選び、亀岡の望ましいあり方を考えていきたい。

<木曾委員>

持っている能力はそれぞれ違うので、誰が判断して委託していくのか。慎重に十分

考えていかなければならない。中長期的に取り組んでいけるように、つながっていくコンサルに委託されたい。NPOも含めて検討されたい。

<石野委員>

P9 封筒の事業収入について、こういう手法をさらに拡大していただきたいと思うが所見はどうか。

<会計課長>

市全体で広告料収入を取り扱う指針を検討してもらっており、今後も広げて取り組んでいきたい。

<堤委員>

日立造船の関係で2億5千万円入ったが、談合していたような業者を入れたこと自体が問題である。今後そういう業者は一切入れない、排除していくという考えか。また、関係者は市長に挨拶にきたのか。

<企画管理部長>

日立造船は公正取引委員会で談合の審決が下された。本市の事業については直接談合があったということではなく、疑念が抱かれた。今後の対応については、業績、技術力等含めて登録の段階で審査し、慎重に対処していく。排除はしない。

担当部課で対応し、理事者には直接面会させていない。

<西村委員長>

新エネルギーの研究に150万円の補正だが、本市は風もなく、霧があり太陽光もだめ。水しかない。他に無駄な経費を使わず、水力1本に絞って充実してはどうか。

<企画政策課長>

本市は、初めから1点に絞ることなく、多様なエネルギーの創出が市全体、国全体を動かしていくという発想でやっていきたい。水力は、水利権の関係で難しいということも聞いているが、多様な検討を進め、本市の目指すべき方向性を見極めていきたい。

<西村委員長>

前はバイオと言っていたが、方針がふらふらしている。今度はしっかりとやってほしい。

(2) 第9号議案 辺地総合整備計画の変更について

企画政策課長説明

<質疑> なし

～12:00

(昼休憩)

13:00～

<生涯学習部>

生涯学習部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

市民協働課長説明

<質疑>

<並河委員>

ガレリアの中の機械類の修繕一覧はあるか。

<市民協働課長>

各年のものを持っている。決算分科会で説明する予定。年度経過の一覧であれば時間がいただきたい。

<並河委員>

分科会でよい。

<中村委員>

設置業者に修繕を依頼するのか。

<市民協働課長>

設置業者、市内業者も含めて3、4業者見積もり合わせて決定する。

(生涯学習部退室)

～13:04

<総務部>

総務部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

各課長説明

<質疑>

<中村委員>

北古世西川線の借入れは今回繰上げ償還するが、出来高があれば今後新たに借入れするという事か。

<財政課長>

そういうことになる。

<木曾委員>

P29 外部被曝の測定器の市民貸出しはあるのか。食料品の測定はあるのか。

<自治防災課長>

貸出しをし、市民に使っていただく。貸出しの具体的な手法は検討中。食料品の測定については、国民消費センターから器具を貸してもらえる要綱もあり、簡易的に測れる簡易測定器もあると聞いている。府の旧農総研にはそういう器械があり、亀岡牛の測定器がある。順次対応が進められていくものと思う。

<木曾委員>

経済部の所管になるかもしれないが、農産物や亀岡牛は、全部検査をしなければ難しいと聞いている。そういうこともできるものとしてもっといいものを買うべきとも思うが考えはどうか。

<自治防災課長>

今回導入機器で測定できるのは外部被曝のみ。生産農家の方々からも要望があり、全頭検査、食料品に含まれる放射線量を測れるものについては、経済部で購入、借入れを図っていると聞いている。

<木曾委員>

高浜、大飯等原発が近い。備えあれば憂いなしである。市としてそれらを確保することが市民の安全安心につながると思うが、所見は。

<総務部長>

経済部で亀岡牛のPRに努めている。亀岡牛の検査は、と畜場で1農家1検体で取り組んでいたが、全頭検査に向けて準備を進めている。近々、全頭検査を行い、安全安心な亀岡牛をPRし、販売促進に取り組んでいきたい。

<田中副委員長>

P11 市税賦課事務経費について、システムの委託先はどこか。

P29 非常備消防経費について、特別交付税措置されるということだが、国の直接関与はないのか。

<税務課長>

現在、システムはK I Pに委託しており、その変更に係るものなのでK I Pに。

<自治防災課主幹>

特別交付税として措置されるとしか聞いていない。

<田中副委員長>

K I Pへの委託経費は適正か。

<税務課長>

市なりに精査しながらしている。

<木曾委員>

P11 過年度償還金、**9600** 万円強は、例年に比べて多いのか、少ないのか。その理由は。

<税務課長>

うち、**4800** 万円が所管分。平成**20**年のリーマンショック以降法人関係は業績が悪化している。それを受けて、予算繰りをしているが、平成**21**年度も**5200**万円ほどの償還金があった。**22**年度は、幾分回復し、**1000**万円経過した。**23**年度では、推移を見ながら予算繰りをしていたが、**3**月で予想よりはるかに業績が悪くなったということで、増額が必要となった。

<石野委員>

P29 今回、辺地総合整備計画で**3**基の耐震性貯水槽も整備されるが、消防施設整備の充足率はどうか。

<自治防災課長>

東別院町で防火水槽**24**基、今回**1**基増設、消火栓は完全充足はされていない。

<石野委員>

畑野町等はどうか。

<自治防災課長>

畑野町は、防火水槽が**9**基しかないが、上水道整備に伴い、消火栓が充実される。西別院町は、防火水槽**19**基、消火栓**44**基。周辺部はまだ整備が必要だが、集落等は一定整備ができています。

<西村委員長>

P29 防火水槽**2**基の分筆登記に係る委託料について、よく努力してもらっている。建設業務委託料**271**万**5**千円について、これまでは事業課でやってもらっていたのに、大きな災害もなかった中で、なぜ外部委託するのか。事業課との関係はどうか。

<自治防災課長>

地域こん談会等各自治会からの要望件数が増えている。貯水槽は**1**年に**1**基のペ

ースだったが、今年度は3基であり、職員での対応が難しい。意思の疎通は図れている。今回は、この措置で願います。

<西村委員長>

一度すると慣例化するので、また、事業課でももらえるよう要望しておく。

<並河委員>

P29 通常の備蓄は何食分か。

<自治防災課長>

備蓄品の目標は7%として努めている。

(2) 第4号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長説明

<質疑>

<石野委員>

寄附金控除額適用の件数は。ふるさと納税もあるが市民への周知はどのように。

<税務課長>

93件、85万6千円。HP、お知らせ等でPRしていきたい。

(3) 第5号議案 亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例について

税務課長説明

<質疑> なし

(総務部退室)

～13:45

<教育部>

教育部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

各課長説明

<質疑>

<田中副委員長>

P31,33 学校運営経費について、嘱託用務員、シルバー委託等の配置基準はあるのか。

<教育総務課長>

特に基準はない。

<並河委員>

P31 教育研究所関係について、不登校の対象数は。

<教育研究所副所長>

平成21年度は小中合わせて71名。平成20年度は76名。平成19年度は82名。

<教育次長>

平成23年度は小学校13名、中学校43名、計56名。昨年度より10名ぐらい減。

<田中副委員長>

教育研究所で行われている適応指導教室への登校の手段についての考えは。なければ来年度に予算要求を。

<教育研究所副所長>

通うには不便なところだが、不適応児童に非常にいい環境。小学生を対象にしたやまびこ学級に1人通所している。今後は、交通手段の確保を検討していきたい。

<齊藤委員>

不登校児童は減っているという説明だが、生徒数も減っている。%でも出したほうが分かりやすいのではないか。

<西村委員長>

今後は、そうされたい。

<日高委員>

効果が上がっているから補正するのか。効果の状況は。

<教育研究所副所長>

平成22年度のまとめを見ると、中学校の不登校の出現率は、平成21年度京都府で2.99%、亀岡市1.89%であり、ここ何年かで効果が現れている。今回の補正は、学校までは行けるが、クラスに溶け込めないという子ども達、いわゆる別室登校が大きな現象となっているので、その要因について、平成19年度以降調査をする中で、発達障害、特性ではないかという結果が出ており、特別支援の視点から特性に配慮した指導を支援するためのスーパーバイザー等の配置等を行う事業である。

(2) 第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育課参事説明

<質疑> なし

(教育部退室)

5 討論、採決

<討論>

<並河委員>

第4号議案、第8号議案に反対。市税条例等の一部改正は、賛成できる部分とできない部分があるが、特に要綱中1の(2)、(3)は、高額所得者への優遇税制であり、やめるべき。第8号議案は、当初、24年度と25年度の2カ年計画が前倒しされている。市民要望が多い中で、大きな負担を強いるものであり、反対。詳しくは本会議で述べる。

<採決>

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

挙手 全員 可決

(2) 第4号議案 亀岡市税条例等の一部改正

挙手 多数(反対 田中、並河委員) 可決

(3) 第5号議案 亀岡市都市計画税条例の一部改正

挙手 全員 可決

(4) 第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

挙手 全員 可決

(5) 第8号議案 財産の取得について

挙手 多数(反対 田中、並河委員) 可決

(6) 第9号議案 辺地総合整備計画の変更について

挙手 全員 可決

6 陳情・要望について

(1) 若狭湾原子力発電所の安全対策を求める申し入れ

(2) 原子力発電に依存したエネルギー政策の見直しを求める意見書採択を求める陳情書

(3) 地球防衛宣言及び戦争のない世界実現のための陳情書

<西村委員長>

陳情の取り扱いについて、どうか。

<堤委員>

聞き置く程度でよい。

<西村委員長>

聞き置く程度でいいか。

— 全員了 —

<田中副委員長>

保険医協会から出された原子力関係の陳情書は大事な陳情なので、最終日までに意見書提出について一致できればと思うので検討願いたい。

7 その他

○ 議会報告会・議会だよりでの委員会報告について

<西村委員長>

2項目ぐらいに絞りたいと思う。ご意見は。

<木曾委員>

1号議案で、自然エネルギーの調査に係る予算、放射能の検査器購入予算が市民に関心のあるところだと思う。

<田中副委員長>

金額的にも大きいので第8号議案の財産取得について。

<中村委員>

最終日に提案予定の特別職の給与条例改正はどうか。

<木曾委員>

2項目ぐらいはいけるので、予算と条例、1つずつではどうか。財産取得はいいのではないか。

<中村委員>

補正予算は放射能に関するもの。もう一つは給与改正条例で。

<田中副委員長>

どれも少ない文字数でいける。

<木曾委員>

できたら全員賛成で採決されたものがないのではないか。

<並河委員>

金額が大きいのので載せるべき。

<西村委員長>

補正予算関係、条例、財産取得の三点でいけるか。

<事務局>

他の委員会と調整する。

○ 決算審査について

分科会 9月22日、22日、26日、27日

全体会 9月21日、27日、28日

<事務局>

決算委員会の審査の流れを説明

○ 議会報告会でいただいた意見・要望等と回答について

<西村委員長>

別紙に基づき、検討していく。

(検討結果別紙)

○ 次回月例常任委員会について

<西村委員長>

10月27日(木) 午前10時～

内容は、次回委員会で決定する。

—全員了—

15:00 閉議